| | |
|---|---|
| ［11　略］ | ［略］ |

［注　略］

| | |
|---|---|
| ［11　同左］ | ［同左］ |

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

**第二条**　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別表第二号の四**　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） | **別表第二号の四**　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） |
| ［様式略］ | ［様式同左］ |
| 注１　［略］ | 注１　［同左］ |
| ［２～16　略］ | ［２～16　同左］ |
| 17　16の欄は、次によること。 | 17　16の欄は、次によること。 |
| ［(1)～(6)　略］ | ［(1)～(6)　同左］ |
| (7)　特定無線局（施行規則第15条の２第２項第１号の２及び第３号の２に掲げる無線局に係るものに限る。）のうち、屋内その他の3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所及び屋内その他の27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に無線設備を設置する場合は、具体的な設置場所を記載すること。 | ［新設］ |
| (8)～(11)　［略］ | (7)～(10)　［同左］ |
| ［18～29　略］ | ［18～29　同左］ |
| **別表第三号の五**　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号、第１号の２、第３号、第３号の２及び第４号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） | **別表第三号の五**　包括免許（施行規則第15条の２第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） |
| ［様式略］ | ［様式同左］ |
| ［注　略］ | ［注　同左］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。